

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

上記のように憲法9条第2項には「戦力の不保持」が規定されていて、世界でも有数の軍事力を有する自衛隊は憲法違反とも思われます。

これについて従来政府は、次のような説明をして国民を「納得」させて来ました。

- ① 憲法に書いてあろうが無かろうが、どこの国も、他国の侵略を撃退する「自衛権」は持って居る。
- ② 従って、自衛のための必要最小限度の実力は合憲である。自衛隊はそのような「実力」で、憲法が禁じている「戦力」には当たらない。
- ③ 自衛権とは攻められたときに防衛するものだから、自衛隊は攻撃用の兵器は持てないし、海外派兵もできない。他国の武力行使と一体化し戦争に参加することもしない。集団的自衛権の行使は、第9条を改定しない限りできない。

ところが、安倍政権は、これまでは「憲法を変えない限りできない」として来た集団的自衛権の行使を、初めて、解釈により「できる」としました。

衆議院憲法審査会に招かれた三人の憲法学者は、与党が招いた人を含めて、全員が「違憲である」と表明しました。かつて閣僚を務めた自民党 OB も「違憲だ」と発言しています。

安保関連法に寄り、集団的自衛権を行使して自衛隊を地球の裏側にまで派遣することは、憲法に従って統治するという立憲主義に反します。それは、現代民主主義社会における法治国家として、きわめて恥ずかしい国の姿と言わなくてはなりません。

2004年6月、憲法9条「改正」の動きに警鐘を鳴らし、井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子の9氏による「九条の会」が、改憲阻止のアピールを出し発足しました。

「横須賀市民九条の会」は、このアピールに賛同し、2005年5月29日に発足しました。

会の申し合せ事項

1. 憲法九条を守る輪を拓げる主役は市民です。このことをふまえ、会の名称は「横須賀市民九条の会」とします。
2. 会の目的は平和な世界のために、日本国憲法第九条を守る（国に守らせる）ことです。この一点で手を繋ぎ過半数世論の形成に向け、その輪を拓げます。そして、憲法が保障する平和に生きる権利が暮らしに活かされる横須賀をめざします。
3. 会は、前項の目的に賛同する個人で構成します。会の趣旨に賛同する人は誰でもこの会の会員となることができます。
[4~6項(役員・会議等)は省略]
7. 会の財政は、会員その他からのカンパ、および集会の参加費等によります。

★ 会員には、会報「ワイワイデッキ」を毎月お届けします。

横須賀市民九条の会・大津地域の会 連絡先
横須賀市根岸町 3-15-2-1102 岡本^{あさお}旦夫
Tel / Fax. 046-836-8905

安保法は戦争法 今すぐ廃止!



基地の街・横須賀から 戦争止めよう!

横須賀市民九条の会
大津地域



安保法の廃止を求めよう

安保法は戦争法

安保法すなわち、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」が、9月19日の未明参議院で強行採決され、「成立」しました。どちらにも「平和」が付いていますが、「平和のための戦争は憲法違反ではない」と言いたいのでしょうか。憲法第9条の解釈を変えて(本リーフの表面参照) **日本が海外で戦争ができるようにするための法整備、すなわち戦争法**がその実体です。

安倍政権は、国会にこれらの法案を提出するよりも前の4月27日、アメリカを訪問し18年ぶりとなる新しい「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」に合意しました。この新ガイドラインには、「日米同盟」の現状と将来像が描かれており、憲法9条はおろか安保条約も踏み越えた、本格的な同盟化が盟約されています。

安保法はこの新ガイドラインに沿った世界戦略を実現するための戦争立法であり、安倍首相は日米首脳会談で、まだ国会に提出もしていない**安保法**の成立を約束して来ました。

中身は他国の戦争支援

「国際平和支援法」は、戦争中の他国軍に、いつでも、どこでも、どこまでも、武器、弾薬、物資、兵隊を運び、戦闘機への給油及び駆けつけ警護を行うための恒久法です。これまでは、「イラク特措法」などの個別法で対応して来ましたが、これからは、国会での審議抜きに、政府の裁量で「後方支援」ができるようになるものです。

前線部隊への後方支援は軍事用語では**兵站**とよばれ、戦略の重要な一部です。支援部隊はいつ攻撃されても不思議ではありません。

しかも、支援活動を行うのはこれまでの「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われている現場以外」と変わりました。戦闘現場のすぐ隣、いつでも戦闘現場に変わり得る場所です。「そうなら引き上げる」と言いますが、戦場で日本だけが敵前逃亡のようなことをできるはずがなく、他国軍と一体化した戦争に発展してしまいます。

集団的自衛権の行使でどうなる

安保法の一つ「武力攻撃事態法」には、日本と密接な関係の国が攻撃されたら、相手に反撃・戦争をする(集団的自衛権行使)ことが規定されています。

防衛問題と言うと、「攻められたらどうする」ということばかりが話題になります。しかし、集団的自衛権を行使して同盟関係にある国の相手国を「攻めたらどうなる」でしょうか？

相手国には「先制攻撃を受けた」として反撃の大義名分が生じてしまいます。

いくら「こちらは必要最小限だよ」と言っても、戦争状態になれば対話は通じません。日本にある54基の原発(内11基は廃炉が決定)や、原子力空母のいる横須賀などの基地が攻撃されたら、日本は壊滅してしまいます。

安全保障法は、平和や自衛のための法整備ではありません。災害救助などを含めて、日本の国を守るためにと、**純真な期待を抱いて自衛官になった若者を、砂漠やジャングルでの戦争に送り出す**ことに繋がります。

諦めずに国民的廃止運動を

安保法は「違憲の法律」なので、国会で議決すれば廃止できます。国民的運動とするため、「**戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会**」の呼びかけた**200万人署名**にご協力下さい!!



九条の会は全国に7000以上もあります。会や会員が増えることは、憲法9条の改定を許さない大きな力になります。「横須賀市民九条の会」へご参加いただいた方は、下記にご記入の上、おもて面の連絡先までお届け下さい。

ふりがな	会運営のためカンパをお願いします。(任意)	
氏名	金額:	円
住所		
電話	Fax	
Eメール		
私の一言		